

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条—第3条）
- 第2節 防火・防災管理業務の一部委託（第4条—第6条）
- 第3節 防火・防災管理者の業務（第7条—第10条）
- 第4節 防災主幹の業務（第11条・第12条）

第2章 予防管理対策

- 第1節 予防管理組織（第13条—第16条）
- 第2節 火災予防措置（第17条—第21条）
- 第3節 放火防止対策（第22条）
- 第4節 消防設備等の点検（第23条—第28条）

第3章 自衛消防活動

- 第1節 自衛消防組織（第29条・第30条）
- 第2節 自衛消防活動（第31条—第36条）
- 第3節 職員等の応急救出救護対策（第37条—第39条）
- 第4節 時間外における自衛消防活動（第40条）

第4章 地震防災対策

- 第1節 平時における対策（第41条・第42条）
- 第2節 警戒宣言等が発令されたときの措置（第43条—第53条）
- 第3節 地震時の活動（第54条—第57条）
- 第4節 救護（第58条—第67条）

第5章 防火・防災教育及び訓練

- 第1節 防火・防災教育（第68条）
- 第2節 防火・防災訓練（第69条—第71条）
- 第3節 消防隊の装備（第72条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 この消防計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項及び第36条の規定に基づき、学校法人愛知医科大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理業務に関する必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震その他の災害（以下「災害」という。）による人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- 一 本学の職員及び学生並びに入院患者、外来患者等本学に出入りするすべての者
  - 二 防火・防災管理業務の一部を受託している者
- 2 放射線の障害の防止及び危険物一般取扱所の安全管理については、別に定める予防規程によるものとする。

(防火・防災管理の総括)

第3条 管理権原者は、本学における防火・防災管理の全般を総括する。

第2節 防火・防災管理業務の一部委託

(委託者からの指揮命令)

第4条 委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)は、この消防計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(委託者への報告等)

第5条 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告しなければならない。

2 防火・防災管理業務の委託状況は、防火・防災管理業務の委託状況表(別表1)のとおりとする。

(災害想定)

第6条 防火・防災管理者は、大規模地震発生(震度6強程度)時における災害想定(別表2)により被害を想定し、対応行動(予防的事項、応急対策的事項)を行うとともに、職員に防火・防災についての意識を高めるために教育・訓練を行うものとする。

第3節 防火・防災管理者の業務

(防火・防災管理者)

第7条 本学に防火・防災管理者を置き、管財・契約室担当課長をもって充てる。

2 防火・防災管理者は、消防計画を作成し、これに基づく業務を遂行しなければならない。

3 前項の消防計画は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第1項の規定に基づき、長久手市消防長に届け出なければならない。

4 防火・防災管理者は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条各号のいずれかの資格を有する者でなければならない。

(防火・防災管理者の業務)

第8条 防火・防災管理者は、消防計画の作成及び実行について防火対象物実態把握表(別表3)により把握し、次の業務を行うものとする。

一 消防計画(震災対策を含む。)の作成及び被害想定の見直し、訓練による検証等を踏まえた変更

二 通報、避難、消火の訓練の計画及び実施

三 避難通路、避難口その他の避難施設の適正な維持管理

四 ホールでのイベント等、催物使用における収容人員の適正管理

五 建築物、火気使用施設、危険物施設等の点検の実施及び監督

六 消防用設備等の点検整備の実施及び監督

七 火気の使用又は取り扱いに関する指導及び監督

八 貯蔵又は取り扱う危険物類の火災予防のための指導及び監督

九 患者、学生、職員等の避難対策の確立

十 放火火災防止対策の推進

十一 学生、職員等に消防計画の周知徹底等防災対策に関する教育

十二 その他防災管理上必要な助言及び指導，報告

(消防機関への報告等)

第9条 防火・防災管理者は，防災管理業務の適正を図るため常に長久手市消防署と連絡を密にし，次の業務を行うものとする。

- 一 消防計画の提出（改正（変更）の場合はその都度）
- 二 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- 三 消防用設備等の点検結果の報告
- 四 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請
- 五 防災に関する教育訓練指導の要請
- 六 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項の変更
- 七 その他法令に基づく報告及び防火・防災管理について必要な事項

(防災に関する簿冊)

第10条 防火・防災管理者は，消防機関へ報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を防火・防災管理維持台帳に取りまとめ，整備・保管しておくものとする。

2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は，防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧（別表4）のとおりとする。

#### 第4節 防災主幹の業務

(防災主幹)

第11条 本学に防災主幹を置き，防災を担当するものをもって充てる。

2 防災主幹は，防火・防災管理者の職務を補佐し，防火・防災管理者に事故あるときは，その業務を代行する。

(防災主幹の業務)

第12条 防災主幹は，本学の職員に対し次に掲げる事項について防災教育を実施しなければならない。

- 一 本消防計画の周知徹底
- 二 火災予防上の遵守
- 三 避難誘導等人命安全に関する事項
- 四 消防用設備の取り扱い要領に関する事項
- 五 警戒宣言発令時等の対応及び震災対策に関すること。
- 六 その他防災管理上必要と認める事項

### 第2章 予防管理対策

#### 第1節 予防管理組織

(予防管理組織)

第13条 本学に，日常の火災及び地震時の出火の予防的活動に係る組織は，防火・防災管理者の下各棟又は一定区域ごとに防火・防災担当責任者を，各部屋又は一定場所ごとに火元責任者を定める。

(防火・防災担当責任者の業務)

第14条 防火・防災担当責任者は，次の業務を行うものとする。

- 一 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- 二 防火・防災管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第15条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- 一 担当区域内の火気管理
- 二 担当区域内の建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防設備等の日常の維持管理
- 三 地震時における火気使用設備器具の安全確認
- 四 防火・防災担当責任者の補佐

(受託者の業務)

第16条 受託者は、学内を定時に巡回し、ガス器具等の火気使用状況及び非常口、避難通路の障害物等の火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を常駐警備業務日誌に記録し、防火・防災管理者に報告するものとする。

## 第2節 火災予防措置

(火気等使用制限等)

第17条 防火・防災管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- 一 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- 二 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- 三 危険物類（実験・実習用薬品、医薬用・業務用危険物を含む。）の貯蔵及び取り扱い場所の指定
- 四 工事関係等の火気使用の禁止又は制限
- 五 火災警報発令時における火気使用禁止又は制限
- 六 その他、火災予防上必要と認められる事項

(臨時火気の使用等)

第18条 本学の施設内又は施設の付近において次の事項を行う者は、あらかじめ防火・防災管理者の承認を得なければならない。

- 一 指定場所以外での臨時（一時的）火気の使用
- 二 火気使用設備、器具の設置又は変更
- 三 火気を使用する催物の開催
- 四 工事に伴う火気の使用
- 五 その他防火・防災管理者が必要と認める事項

(火気等使用時の遵守事項)

第19条 日常における火災の予防警戒のため、本学構内で火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 ガス、電気器具等の火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- 二 火気使用設備、器具は、使用前後に必ず点検すること。
- 三 指定場所以外で臨時に火気の使用又は危険物類を使用する場合は、事前に防火・防災管理者の承認を得ること。
- 四 本学構内は禁煙とし、指定された場所以外では喫煙しないこと。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第20条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 避難口、廊下、階段、通路その他避難のために使用する施設には避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- 二 床面は、避難に際し障害が発生しないように維持すること。
- 三 避難口等に設ける扉やシャッター等は、容易に解錠でき、かつ、開放した場合には廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。
- 四 防火戸は、常時閉鎖できるよう機能を有効に保持するとともに、閉鎖の際に障害となる物品を置かないこと。
- 五 防火戸に近接して延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(工事関係者等の遵守事項)

第21条 本学構内で工事等を行う者は、事前に工事計画を防火管理者に提出し、火災予防上必要な指導を受けるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 溶接、その他の火気を使用する工事を行う場合は、消火器を配置すること。
- 二 指定された場所以外では、喫煙、焚き火等を行わないこと。
- 三 危険物類の持ち込み又は使用については、その都度防火管理者の承認を得ること。
- 四 火気の管理は、作業所ごとに責任者を指名して行うこと。
- 五 その他火災予防上必要な事項

### 第3節 放火防止対策

(放火防止対策)

第22条 防火・防災管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- 一 指定された場所以外及び廊下、階段、E Vホール等に可燃物を置かないこと。
- 二 パート、アルバイト等の明確化及び不審者への呼びかけを徹底すること。
- 三 空室、倉庫等常時使用しない箇所は、施錠等容易に侵入できない措置を講じること。
- 四 休日、夜間及び就業時間後の敷地内及び建物内への侵入防止措置を講じること。
- 五 監視カメラの設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- 六 火元責任者及び最後に退室する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- 七 駐車場内の車両は、施錠すること。

### 第4節 消防設備等の点検

(消防設備等の点検)

第23条 消防用設備等の点検検査基準及び点検者は、消防用設備等の点検検査基準及び点検者(別表5)のとおりとする。

- 2 前項の点検の結果は、点検者は防火・防災管理者に、防火・防災管理者は管理権原者にそれぞれ報告するとともに、防火・防災管理維持台帳等に記録しなければならない。

(点検結果の報告)

第24条 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を1年に1回、長久手市消防長に報告しなければならない。

(防火・防災管理維持台帳記録)

第25条 管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、消防機関への届出・連絡事項等の一覧(別表7)のとおり行うものとする。

(不備欠陥等の整備)

第26条 防火・防災管理者は、点検・検査結果に基づく不備欠陥事項について改修計画を

たて、その促進を図るとともに、管理権原者に報告しなければならない。

(建物等の耐震診断等)

第27条 管理権原者は、建物・設備等の耐震診断を行い、建物等に付随する施設並びに各種設備の維持管理物(看板、窓枠外壁タイル等)の倒壊、落下及び移動の防止に努め、不備、不整合等がある場合は、改修を図るものとする。

2 防火・防災管理者は、搬送、歩行等避難の障害となる段差の解消に努めるものとする。  
(地域防災計画等との調整)

第28条 防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市区町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

### 第3章 自衛消防活動

#### 第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の組織)

第29条 学校法人愛知医科大学防災管理規程第5条第1項に規定する自衛消防隊は、本学の職員をもって編成し、その組織及び任務は自衛消防隊の組織及び役割(別表6)のとおりとする。

2 自衛消防組織には、本部長を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。  
(本部長、副本部長、本部員及び地区隊を編成する班長の権限と任務)

第30条 本部長は、自衛消防隊が防災活動に従事する場合の一切の権限を有するとともに自衛消防隊の権限を有効に発揮できるよう指揮統率する。

2 副本部長は、本部長を補佐し本部長不在の場合はその任務を代行する。

3 地区隊長は、担当地区の初動措置の指揮統制を図るとともに、本部長への報告・連絡を密にする。

#### 第2節 自衛消防活動

(自衛消防隊の活動)

第31条 自衛消防隊の活動は、自衛消防隊の組織及び役割(別表6)に定める組織及び任務により行う。

(自衛消防隊本部の設置)

第32条 自衛消防隊災害対策本部(以下「本部」という。)は、原則として、防災センターに置き、災害に関する一切の通報を受けて、長久手市消防署への通報及び各建物への非常放送を行うとともに、患者、学生、職員等の人命安全のための避難誘導等を最重点とした態勢を確立する。

2 本部には、防災上必要とする関係資料を準備し、災害状況の把握並びに防災活動上の指揮命令及び連絡報告体制の確立を図るものとする。

(通報連絡)

第33条 火災、地震その他の災害を発見した者は、初期消火等の措置を行うとともに緊急電話(内線5555番)又は非常電話により防災センターへ災害の発生を通報する。

2 前項により連絡を受けた防災センター員は、時間内の緊急連絡系統(別表8)及び時間外の緊急連絡系統(別表8の2)により長久手市消防署(電話「0-119」)へ通報するとともに、関係者に速やかに連絡しなければならない。

(消火活動)

第34条 本部隊の消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。

2 地区隊の消火班は、初期消火に主眼を置いた活動をするものとする。

3 出火階以外の地区隊は、それぞれの班に応じて応援活動にあたる。

(避難誘導)

第35条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し、出火階及び上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 避難は、非常口を使用して避難するものとし、エレベーターによる避難は行わない。

3 各地区隊長は、担当階の避難が終了した時点で逃げ遅れ者の確認を行い、本部へ報告する。

(救出救護)

第36条 本部隊の救出救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置するものとする。

2 逃げ遅れ者の情報を得た場合、救出救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ搬出するものとする。

第3節 職員等の応急救出救護対策

(応急救護所の設置)

第37条 応急救護所は、状況に応じて災害対策本部長（以下「本部長」という。）統括のもとに災害対策本部副本部長（病院長）（以下「副本部長（病院長）」という。）が設置する。

2 救急外来班員は、消防機関の救急隊と密接な連絡のもとに負傷者等の応急手当てを行う。

3 救急外来班員は、負傷者の住所、氏名、傷病程度等必要事項を記録する。

(救護人員の明確化)

第38条 各病棟の責任者（看護師長又は看護師主任）は、火災、地震等の災害発生時における救護区分を明確にするため、毎日入院患者区分表を作成の上、看護部長及び時間外管理師長へ報告するとともに、各スタッフステーションで常備し、当直看護師に徹底しなければならない。

(看護師寮入居者への緊急連絡)

第39条 削除

第4節 時間外における自衛消防活動

(時間外における活動体制)

第40条 時間外における自衛消防活動は、第3章各節によるほか、当直医師、看護師及び宿日直職員が協力し、初動体制の確立を図り、患者等の人命安全を最優先とした活動を行う。

2 自衛消防隊災害対策本部は、総指揮者である本部長の判断により活動を開始する。

## 第4章 地震防災対策

### 第1節 平時における対策

#### (施設の安全対策)

第41条 平時は、次により施設の安全対策を講じておかななければならない。

- 一 医療機械、器具、戸棚類等の地震動による転倒、移動、落下等二次的被害を予防するため、取付け部の補強等の措置を講ずる。
- 二 その他防災委員会の決定に基づき、危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置を行う。

#### (緊急物資の備蓄)

第42条 災害時用として備蓄する食料品及び医薬品・衛生材料等の量目については、次のとおり確保する。

- 一 食料品 入院患者用 3日分
- 二 医薬品 入院患者・外来患者 3日分
- 三 診療材料 入院患者・外来患者 3日分
- 四 日用品 必要最小限度のものとする。

### 第2節 警戒宣言等が発令されたときの措置

#### (自衛消防隊の召集)

第43条 本部長は、震度5強以上又は東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）を覚知したときは、直ちに自衛消防隊を召集する。

- 2 自衛消防隊の班員は、勤務時間外において震度5強以上又は注意情報を知ったとき、又は連絡を受けたときは、止むを得ない場合を除き、速やかに参集しなければならない。

#### (注意情報の伝達)

第44条 本学の職員は、注意情報を知ったときは、速やかに災害対策本部員（以下「本部員」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の連絡を受けた本部員は、災害対策本部（以下「本部」という。）情報連絡班に正確な情報の入手を命じ、正確な注意情報を覚知した場合は、本部長に報告する。
- 3 本部長は、前項の報告を受けたときは直ちに各班長を召集し、任務の確認と措置の内容について指示する。
- 4 情報連絡班長は、本部長の指揮を受け非常放送により、注意情報を患者、学生、職員等に周知させる。

#### (患者の帰宅措置)

第45条 注意情報時は、入院患者のうち退院可能者及び帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院（帰宅）させるとともに、外来患者についてもできるだけ帰宅させるものとする。

#### (点検防護措置)

第46条 注意情報があったときは、各防火・防災担当責任者及び火元責任者並びに施設班、消火班、避難誘導班等の各班員は、火災又は震動による災害を最小限に防止するため、各職域並びに別表6の任務分担表等により防護措置を講じなければならない。



(警戒宣言発令の伝達)

第47条 情報連絡班長は、警戒宣言の発令を知ったときは、地震予知の内容を警戒宣言記録(別表9)に記録して本部長に報告する。

2 本部長は前項の報告を受けた場合等警戒宣言が発令されたことを覚知したときは、本学に「緊急事態宣言」を行い、各班長に伝達する。

3 情報連絡班長は、本部長の指揮を受け、非常放送により警戒宣言が発令されたことを患者、学生、職員等に周知させる。

4 情報連絡班は、長久手市内及びその周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況、学内の準備体制など、患者、学生、職員等の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(火気使用の中止)

第48条 本部長は、警戒宣言が発令されたときは、火気の使用を中止させなければならない。ただし、地震予知が数日にわたる場合で、特に火気の使用が必要なときは、最小限に使用させることができる。この場合、いつ地震が発生しても消火できるような措置を講じなければならない。

(診療体制)

第49条 警戒宣言が発令されたときの外来患者の診療は、救急患者を除き、中止する。

2 手術中に警戒宣言が発令されたとき等は、医師の判断により安全措置を講じるものとする。ただし、手術予定者については、緊急止むを得ない場合を除き、中止する。

3 警戒宣言が発令されたときは、臨床諸検査は、緊急の場合を除き、中止する。

(救護活動の準備)

第50条 救急外来班は、警戒宣言が発令されたときは、基幹災害医療センターとして多数の負傷者が発生する大規模災害に備えて救急医薬品の確保、緊急救護所の設置等を行うものとする。

2 本部長は、愛知県医師会及び市町村の災害対策本部等からの医療救護の派遣要請に備え自己完結型の院外救護班を編成し、待機させる。

(エレベーター及び車両規制)

第51条 警戒宣言が発令されたときは、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急止むを得ない場合は、病院にあっては副本部長(病院長)の、その他の施設にあっては災害対策本部副本部長(医学部長)の許可を得て使用させることができる。

2 エレベーターの運行停止(電源を遮断する。)に当たっては、機内に残置者がいないか十分確認の上措置しなければならない。

3 避難通路の確保及び消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、本学構内の駐車中の車両を整理し、併せて外部から構内に進入する車両について取締まる。

(患者等の避難誘導)

第52条 地域に避難命令がでたとき、本部長が避難が必要と認めた場合の避難場所の定位は、次のとおりとする。ただし、二次以降の避難指示にあっては、長久手市が指定する避難場所とする。(愛知医科大学避難場所等配置図(別表10))

一 1号館(大学本館)西側広場

二 雁又グラウンド

三 研究棟南側広場

2 避難方法に当たっては、全員隊列を組み、避難誘導班員及び病棟師長が誘導し、その避難誘導員は避難場所に到着後避難者の人員を確認して避難誘導班長に報告し、避難誘導班長は本部長に報告する。

(電気・ガス・水の確保)

第53条 警戒宣言の発令により、予測される電気・ガス・水道の使用制限又は供給停止に備え、代替装置の使用準備等その確保をしておくものとする。

### 第3節 地震時の活動

(地震時の活動等)

第54条 本部長は、自衛消防隊各班に対し、建物全体の被害状況についての報告及び各班の活動状況を伝達し、防災活動の円滑化を図る。

2 情報連絡班長は、地震警報が発令されたときは、情報の内容を記録し、本部長に報告し、速やかに患者、学生、職員等に非常放送を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。

3 震災時の情報伝達は、学内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても伝達するものとする。

第55条 地震時における初期対応については、人命安全を最優先とした次の事項について、活動を行うものとする。

#### (1) 身体の防護

地震発生時は、揺れのおさまるまで身体の安全を第一とする。

#### (2) 出火防止措置

ア 防火・防災担当責任者及び火元責任者は、担当区域内の火気使用設備器具の使用停止、確認を実施する。

イ ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動確認及びバルブの閉鎖等を行う。

#### (3) 初期消火

火災時の活動は、第34条の規定により行う。

#### (4) 避難場所への避難

本部長は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは地域防災計画に定める避難場所へ誘導する。

#### (5) 救出救護

救出救護班は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり消防機関の迅速な活動が期待できない場合は、本部が主体となって行う。

#### (6) 二次災害の防止

防火・防災管理者は、地震後の二次災害防止措置として建物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、全施設器具について安全を確認した後でなければ供給・使用を開始しないこと。

(診療継続の可否)

第56条 地震等が発生した場合、副本部長（病院長）は本学及び周辺地域の災害情報を収集して診療継続の可否を決定し、本部長に報告する。

(地域災害医療の支援)

第57条 被災地域等の救急患者の受入れ及び院外救護班（医療救護チーム）の派遣については、愛知県及び愛知県医師会、地域市町村の災害対策本部等の要請により副本部長（病院長）が決定する。

2 副本部長（病院長）は、前項の決定を行った場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

#### 第4節 救護

(救護活動)

第58条 患者の救護の全般の指揮は、本部長統括のもとに副本部長（病院長）が行うものとする。

2 職員は、震災があったときは、一致して救護活動を行わなければならない。

(患者の避難・誘導)

第59条 震災時における患者の避難及び避難場所並びに誘導方法の設定については、第52条に定めるもののほか、副本部長（病院長）が指示する。

(医師の責務)

第60条 医師は、病棟内の入院患者の状況に基づき、入院中の患者の医療救護対策を立て、かつ、副本部長（病院長）と密な連絡情報に基づき発災後の災害医療に備えなければならない。

(病棟師長の責務)

第61条 病棟師長は、看護師等病棟職員をもって救護班を編成し、常に災害の予防について留意するとともに、災害発生に際しては、患者の救護に不備がないように救護体制を整えておかななければならない。

(病棟師長等の緊急措置)

第62条 病棟師長は、災害の発生に際し患者に直接危険がないと判断される場合には、避難準備を行い、患者に対して指示を待つよう指導しなければならない。

2 病棟師長は、患者に危険が及ぶおそれがあると判断した場合には、自からの判断により速やかに患者を避難誘導しなければならない。

3 時間外における患者の緊急避難及び誘導については、当直医師及び時間外管理師長が行う。

(救護の報告)

第63条 病棟医療班長及び病棟師長は、避難救護を行った場合は、その状況と人員を速やかに副本部長（病院長）に報告しなければならない。

(緊急地震速報受信時の対応)

第64条 防災センターは、ラジオ、テレビ等により緊急地震速報を受信したときは、パニックの発生を防止するため、館内一斉放送を行う。

(救護の協力)

第65条 職員等（又は地区隊長）は、患者の避難、救護の必要があることを知った場合は、

本部長（防災センター）に連絡するとともに、病棟師長（時間外にあつては当番医及び時間外管理師長）の指示に従い、救護活動に協力しなければならない。

（救護資材・設備）

第66条 副本部長（病院長）は、患者の避難、誘導に必要な資材設備を適正な箇所に設置し、又は常備し、常に適切な管理を行い、非常の場合に備えなければならない。

2 病棟師長は、前項の資材について随時点検を行い、救護器材の状況を把握するとともに関係職員に周知し、非常の際使用できるように努めなければならない。

（その他災害に対する対応）

第67条 職員等（又は地区隊長）は、毒性物質の発散があつた場合又は発散の恐れを発見した場合は、本部長（防災センター）に連絡するものとする。

2 本部長は、前項の情報を得た場合又は原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員に周囲の立入禁止措置及び患者、学生、職員等を避難させる指示を行う。

3 本部長は、第1項の情報を警察等へ連絡し、その指示に従うものとする。

## 第5章 防火・防災教育及び訓練

### 第1節 防火・防災教育

（防災教育の実施）

第68条 防火・防災教育は、次により実施する。

一 管理権原者は、防火・防災管理者及び職員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずるものとする。

二 防火・防災管理者は、医師、看護師その他の職員等に対する防火・防災研修会等を開催するものとする。

三 防火・防災管理者は、本部長及び本部隊の自衛消防業務に従事する者並びに防災センター勤務員の自衛消防業務講習受講状況を把握し、資格管理表（別表11）により管理し、計画的に受講させる。

### 第2節 防火・防災訓練

（防火・防災訓練の実施）

第69条 防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動が行えるよう、年2回以上の訓練を行うものとする。

一 総合訓練

ア 地震・火災総合訓練

イ 火災総合訓練

ウ 地震総合訓練

二 個別訓練

指揮、消火、通報、避難誘導及び救出救護並びに安全防護等の各訓練を個別に実施する。

三 その他の訓練

ア 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

イ 自衛消防活動に供する機器及び装備の取扱い訓練

（訓練実施結果の検討）

第70条 防火・防災管理者は、訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

2 防火・防災管理者は、訓練検討結果をもとに、防災管理委員会に報告するものとする。  
(訓練計画の提出)

第71条 防火・防災管理者は、第69条の防火・防災訓練を実施するときは、あらかじめ長久手市消防長あてに所定の消防訓練計画通知書を提出しなければならない。

### 第3節 消防隊の装備

(自衛消防隊の装備)

第72条 自衛消防隊の装備として、防災用具一覧(別表12)に示す防災用具を防災センター及び防災倉庫に備え付けておくものとする。

2 前項の装備は、常に点検整備し、適正に管理しなければならない。

附 則

この消防計画は、平成2年4月19日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成14年9月18日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成14年10月23日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成16年11月30日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成21年8月17日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成22年8月27日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この消防計画は、平成24年 月 日から施行する。

## 別表 1

## 別表 2

## 災害想定（被害の具体的事象と防火防災安全上の目標設定）

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災害の想定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定
1 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1	建物構造の被害を一部確認。 柱：1階ピロティの柱にひびが入り小被害あり。床：現状使用を継続する上での問題なし。	在館か建物外への避難の判断を〇〇分以内に下す。
	2	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さない。
	3	1階ロビーの天井が落下する。照明器具も落下し破損。ガラス片が飛散し危険な状態となる。	散乱物による負傷者を出さない。
2 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4	エレベーター最寄階到着後に停止。使用不可。閉じ込め事故が2件計4名発生した。	閉じ込め者を全員救出する。
	5	1・2階間のエスカレーターが停止する。この時間の利用者はいなかったため負傷者無し。	転倒による負傷者を出さない。
	6	空調・換気設備の配管が折損する。停電も重なり使用不能になる。	冬場においてはエアコンの復旧を出来るだけ早く行う。ストーブの準備をする。
	7	ボイラ燃料が移動し、停止する。一部重油燃料の漏洩はあったが、着火源はなく火災には至らなかった。	二次災害（火災）の発生防止。
3 避難施設等被害	8	従業員が階段室や非常口に殺到し、避難が円滑に進まない。	将棋倒しによる負傷者を出さない。
	9	病室の開放障害により、閉じ込め者が発生した。	閉じ込め者を全員救出する。

4 消防用設備等	10	スプリンクラーヘッドの損傷による誤放射箇所が発生した。	アラーム弁を閉鎖し水損被害を拡大させない。
5 収容物等被害	11	書棚が転倒し室内が散乱する。	転倒・落下物による負傷者を出さない。
	12	点滴の吊り下げ器具が多数転倒する。	通常通り点滴を続行させる。
6 ライフライン等被害	13	交通網が寸断され、大量の帰宅困難者が発生	飲料水・食料の確保、生活環境を維持する。
	14	停電があり、ナースコールの使用ができなくなる。	患者の容態変化を見逃さない。不安を起こさない対応
7 派生的に生じる被害	15	駐車場の床に漏えいした少量のガソリンに着火した。	延焼拡大させない。
	16	アルコール綿類や化学薬品の落下、転倒があった。	二次災害の発生防止
8 人的被害	17	あわてて屋外に出た従業員が落下物で負傷した。	負傷者の応急手当てを行う。
	18	ベットからの転落が発生した。	転落による負傷者を出さない、患者の状態を悪化させない。

災害想定（応急的対策事項と予防的事項）

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	対応行動の具体化	
		応急的対策事項	予防的事項
1 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。	1	応急危険判定士や建築技術者により、建物の損傷箇所を目視・確認する。	耐震診断，耐震補強工事を行う。
	2	従業員や外部者を建物周囲へ近づけない。	立入り禁止措置範囲の事前把握。庇の設置検討。
	3	従業員等を近づけない。破損ガラスの片付け清掃。	天井・器具・機器の固定，振止め取付。

<p>・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。</p>			
<p>2 建築設備等被害</p> <p>・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。</p> <p>・官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。</p>	4	非常用インターホンにより負傷有無の確認と状況説明を行う。消防隊・エレベーター会社への連絡。	エレベーター会社と復旧・救出フローの確認。（誰がどのように行うか）
	5	使用禁止の処置を行う。「停止」表示を行う。	エスカレーター会社と非常時の運用ルールを事前に確認。
	6	配管工の手配と修理を行う。	設計・施工業者に配管の耐震性を確認。
	7	燃料の回収作業を行う。	可燃物や不要物を納置しない。防火区画の機能確認。
<p>3 避難施設等被害</p>	8	パニック防止の非常放送を行う。	パニック防止放送の内容確認，放送の信頼性確保の検討。
	9	消防隊への連絡，バール等によるこじ開けを試みる。	安否連絡方法の確立，扉の開錠方法の事前確認
<p>4 消防用設備等</p>	10	火災が発生していないことを確認し，制御弁を閉止する。	制御弁室の場所及び一系統の防護範囲を確認しておく。
<p>5 収容物等被害</p>	11	書棚の下敷きになった人がいないかを確認する。	書棚の固定をしっかりとしておく。
	12	点滴患者の状況を確認し，針が抜けていた場合は，速やかに差し替える。	吊り下げ器具の転倒防止を強化する。
<p>6 ライフライン等被害</p>	13	帰宅難民が寝泊まりできるようホールを開放。仮設トイレの設置，非常食・飲料水の配給	帰宅支援マップの配布。運動靴の常備



	1 4	看護師による見回り頻度を多くする。	電気設備の耐震補強を行う。
7 派生的に生じる被害	1 5	初期消火を行い、鎮火させる。	駐車場の定期清掃。泡消火設備の良好なメンテナンス。
	1 6	防火戸，防火シャッターの閉鎖	転倒・移動防止対策の強化，容器の固定
8 人的被害	1 7	接地階（一階）に救護所を設置し，応急手当を行う。	医療に関する技能を持つ人材・医療用具を確保しておく。緊急時の医療機関を確保しておく。
	1 8	患者を速やかにベッドに戻す。	ベッドの柵が外れないように補強する。

別表 3

別表 4

防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧

1	甲種防火管理再講習・防災管理再講習の修了証の写し
2	消防計画（防火・防災）の届出に係る書類の写し
3	防火管理者・防災管理者の選解任に係る書類の写し
4	自衛消防組織の設置の届出の写し
5	防火対象物の点検結果及び防災管理の点検結果の報告書の写し
6	防火対象物の定期点検・防災管理の定期点検に関する特例認定に係る申請書の写し
7	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の届出に係る書類の写し
8	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の検査に係る検査済証
9	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告書の写し
10	消防計画に基づき実施される事項の状況を記録した書類
11	消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事，整備等の経過一覧表
12	その他防火・防災管理上必要な書類

別表 5

消防用設備等の点検検査基準及び点検者

検査対象	検査又は点検実施機関	責任者	点検実施者	留意事項	備考
建築物（付随する各	毎年3月，	防火管理	防護班員	構造及び	防火管理者

施設を含む。及びその他の機械設備)		9月の2回実施する。	者	立会いのもとに専門家によって実施する。	防火区画の状況を把握するとともに、耐震検査を合わせて実施する。	は、人命危険の発生する恐れのある箇所は是正に努めるため、毎月1回以上実地踏査して人命の安全管理に配慮する。	
火気使用設備、器具		同上	同上	同上			
電気設備器具		同上	同上	電気主任技術者・電気工事士等によって実施する。			
危険物施設（医療用危険物を含む。）		同上	同上	危険物保安監督者又は、専門的技術者が行う。			
放射性物質取扱施設		同上	同上	専門的技術者が行う。			
防災施設	防火シャッター 防火ダンパー 防火扉 垂壁	同上	同上	建築基準法第12条に基づく県知事の指定する委託者によって実施する。	建築物の構造及び防火区画と併せて防排煙設備等を主に実施する。		
消防用設備等	区分	点検実施時期			責任者	点検実施者	備考
	種別	作動点検	機器点検	総合点検			
	消火器 屋内・外消火栓設備 スプリンクラー設		3月		防火管理者	消防法第17条第3項の有資格者によ	自家発電設備を除く各消防用設備器具等についての外

備 連結送水管 避難器具 ハロゲン化物消火 設備 二酸化炭素消火設 備 粉末消火設備			3月		って行う。	観点検は随時 実施する。	
		8月					
	自動火災報知設備 非常警報設備（放 送） 誘導灯・誘導標識 非常コンセント 防・排煙設備		3月	3月	同上		同上
	自家発電設備	3月	3月 8月	3月	同上		同上

別表 6

自衛消防隊の組織及び役割

< 防災チーム班編成及び役割 >

	編成 区分	班長	副班長	班員	主な役割
1	消火 班	施設・管 財室長 の指名	班長の 指名す る者	庶務課員 施設・管 財室員 防災警備 員（委託 会社）	1 消火栓，屋内消火栓による初期消火 2 消防隊との連携及び補佐
2	避難 誘導 班	医学部 事務部 長の指 名する 課長	〃	教務課員	1 非常放送設備を活用して，建物内の人 に避難誘導を行う。 2 係員が先頭に立ち，整然と避難する。 3 避難したら，防火戸を閉める。 4 避難通路に要所，要所に係員を配置 し，誘導する。
3	救 出・救 護班	財務・管 理室長 の指名 する課 長	〃	財務・管 理室員 資金・出 納室員 研究支援	1 建物の倒壊により下敷きになったと きは，資器材を有効に活用して直ぐに救 出活動を実施する。 2 下敷きになった人が見つからない場 合は，ある程度作業が進んだところで，

				課員 産学連携 事務室員	声を掛けるなどして返事やうめき声が聞こえないか確認する。 3 負傷した教職員，学生等の応急手当，負傷者の搬送
4	施設班	施設・管財室長の指名する課長	〃	施設・管財室員	1 危険物，電気（非常用電源を含む。），ガス等の緊急点検 2 建物の耐火，耐震性に係る異常有無の確認 3 ライフラインの管理
5	情報連絡班	施設・管財室長の指名する課長	情報処理センター事務長	情報処理センター員 総務広報課員 人事・厚生室員 総務・企画室員	1 災害対策本部の立上げ 2 要員の確保及び情報収集並びに伝達 3 各班の連絡責任者からの報告の受理と本部員への報告 4 職員の安否確認・被災及び活動状況の記録並びに報告 5 消防署及び警察署との連絡調整 6 気象情報の確認及び交通機関の連絡調整
6	学生対策班	医学部事務部長の指名する課長	班長の指名する者	学生課員 学務課員 学生支援課員 看護実践研究センター事務室員 医学情報センター事務室員	1 学生の安否確認と被災状況の調査 2 学生避難所の設置 3 クラブハウスの安全確認と被災状況の調査  4 授業再開のスケジュール等についての教授と学生への伝達
7	運動療育センター班	事務長	〃	運動療育センター員	1 運動療育センター外来者の避難誘導 2 運動療育センター施設の安全確保 3 被害状況の調査・報告
8	警備班	委託会社（外来駐車場交通隊	〃	委託会社	1 部外者の立入整理及び自動車の進入規制 2 病院内の巡回と保安パトロール 3 避難所の警戒

	員)		
--	----	--	--

※ 各班の班長不在時には、副班長がその職務を代行する。

< 医療チーム班編成及び役割 >

	編成区分	班長	副班長	班員	主な役割	
9	病棟医療班	各診療科部長 副看護部長	各診療科副部長，各病棟医長 各病棟看護師長	各病棟の医師 各病棟の看護師	1 消火栓，屋内消火栓による初期消火 2 消防隊との連携及び補佐	
10	中央診療部班	工学班	臨床工学部長	工学部副技師長	工学部の職員	1 院内の医療機器使用状況の把握 2 臨床機器，装備及び治療患者の管理，避難誘導
		検査班	中央臨床検査部長	検査部技師長	検査部の職員 睡眠医療センターの職員	1 治療，検査のため入院中の患者の管理 2 「検査・病理部初動態勢チェックリスト」の処置 3 機器メンテナンス備品・試薬等の点検確保
		輸血班	輸血部長	輸血部副技師長	輸血部の職員	1 輸血システム，輸血検査機器等の状況把握 2 輸血用血液製剤の管理 3 輸血部員（輸血部緊急連絡網）の確保
		手術班	中央手術部長	中央手術部師長	中央手術部の職員	1 衛生材料の確保 2 術中，術直後の患者の管理 3 緊急手術の実施
		放射線班	中央放射線部長	中央放射線技師長	中央放射線部の職員	1 検査，治療等の中止及び放射線部機器の保守点検 2 放射線同位元素の保管，放射線発生装置の安全措置 3 重要書類の搬出及び危険区域設定等の準備 4 治療，検査のため入院中の患者の管理，避難誘導
					1 医療品の確保，管理，液化酸素	

		薬剤班	薬剤部長	薬剤部副部長	薬剤部の職員	<p>施設の安全措置</p> <p>2 緊急時搬出医療品リストの確認及び搬出準備</p> <p>3 引火性薬品。危険物等の二次災害予防措置</p> <p>4 医療用ガス運搬等人員確保</p>
		給食班	栄養部長	栄養部技師長	栄養部の職員	<p>1 患者等の給食の確保</p> <p>2 給食施設の被害状況調査・報告</p> <p>3 入院患者への非常備蓄食用意</p>
1 1	救急外来班		救命救急センター部長 副院長 用度課長 病院病理部長 薬剤部長 医事課長 看護部長	救命救急センター副部長 総合診療科部長 班長の指名する者 病院病理部の医師，法医学講座の医師 薬剤部副部長 班長の指名する者 看護部副部長	救命救急センターの医師 各診療科の医師，看護師等 用度課員 病院病理部の臨床検査技師 薬剤部員 医事課員 外来看護師，病院管理課職員	<p>1 応急救護所の設置</p> <p>2 入院患者，学生，職員等負傷者の救出救護</p> <p>3 救急隊との連携及び情報の提供</p> <p>4 学外からの医療救護者の受入れ</p> <p>5 トリアージタックの管理</p> <p>6 基幹病院としての応急用医療器材の貸出準備</p> <p>7 遺体安置</p>
5	情報連絡班		病院管理課長	医療安全課長 医療情報システム課長	病院管理課員 医療安全課員 医療情報シス	<p>1 災害対策本部の立上げ</p> <p>2 要員の確保及び情報収集並びに伝達</p> <p>3 各班の連絡責任者からの報告受理と本部員への報告</p> <p>4 職員の安否確認・被災及び活動</p>

			医療情報管理課長 地域医療連携課長	テム課員 医療情報管理課員 地域医療連携課員	状況の記録並びに報告 5 消防署及び警察署との連絡調整 6 気象情報の確認及び交通機関の連絡調整
1 2	院外救護班	DMA T隊員の医師	班長の指名する者	予め指定された者	行政機関からの要請による院外での自己完結型医療救護チームとしての活動

※ 各班の班長不在時には、副班長がその職務を代行する。

[平22. 8. 27 - 本表全部改正]

別表 6-2

<時間外の自衛消防隊の組織及び役割> 防災チーム

臨時本部		編成区分	班長	班員	主な役割
臨時本部長当番医 (災害対策本部長又は副本部長が到着まで)	臨時副本部長副当番医	消火班	防災警備員 (委託会社)	防災警備員 (委託会社)	1 消火栓, 屋内消火栓による初期消火 2 消防隊との連携及び補佐
		避難誘導班	時間外管理師長	看護師 医師当直者	1 非常放送設備を使用した, 建物内に避難誘導を行う。 2 係員が先頭に立ち, 整然と避難する。 3 避難したら防火戸を閉める。 4 避難通路の要所, 要所に係員を配置し, 誘導する。
		救出救護班	医師当直者	薬剤当直者	1 建物の倒壊により下敷きになった時は, 資機材を有効に活用してすぐに救出活動を実施する。 2 下敷きになった人が見つからない場合は, ある程度作業が進んだところで, 声を掛けるなどして返事やうめき声が聞こえないか確認する。 3 負傷した教職員, 学生等の応急手当, 負傷者の搬送

		施設班	施設・ 管財室 当直員	施設・ 管財室 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物，電気（非常用電源を含む），ガス等の緊急点検</li> <li>2 建物の耐火，耐震性に係る異常有無の確認</li> <li>3 ライフラインの管理</li> </ol>
		情報連絡班	事務当 直者 （委託 会社）	防災警 備員 （委託 会社）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の立上げ</li> <li>2 要員の確保及び情報収集並びに伝達</li> <li>3 各班の連絡責任者からの報告の受理と本部員への報告</li> <li>4 職員の安否確認・被災及び活動状況の記録並びに報告</li> <li>5 消防署及び警察署との連絡</li> <li>6 気象情報の確認及び交通機関の連絡調整</li> </ol>

※ 職員が多数参集したときは，通常の編成に切り替えるものとする。

<時間外の自衛消防隊の組織及び任務>医療チーム

	編成区分	班長	副班長	班員	主な役割
1	病棟医療班	各診療 科部長 副看護 部長	各診療 科副部 長，各病 棟医長 各病棟 看護師 長	各病棟 の医師 各病棟 の看護 師	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火栓，屋内消火栓による初期消火</li> <li>2 消防隊との連携及び補佐</li> </ol>
	工学班	臨床工 学部長	工学部 副技師 長	工学班 の職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 院内の医療機器使用状況の把握</li> <li>2 臨床機器，装備及び治療患者の管理，避難誘導</li> </ol>
	検査班	中央臨 床検査 部長	検査部 技師長	検査部 の職員 睡眠医 療セン ターの 職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 治療，検査のため入院中の患者の管理</li> <li>2 「検査・病理部初動態勢チェックリスト」の処置</li> <li>3 機器メンテナンス備品・試薬等の点検確保</li> </ol>
	輸血班	輸血部 長	輸血部 副技師 長	輸血部 の職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸血システム，輸血検査機器等の状況把握</li> <li>2 輸血用血液製剤の管理</li> <li>3 輸血部員（輸血部緊急連絡網）</li> </ol>



2	中央診療部班					の確保
		手術班	中央手術部長	中央手術部師長	中央手術部の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 衛生材料の確保</li> <li>2 術中，術直後の患者の管理</li> <li>3 緊急手術の実施</li> </ul>
		放射線班	中央放射線部長	中央放射線技師長	中央放射線部の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 検査，治療等の中止及び放射線部機器の保守点検</li> <li>2 放射線同位元素の保管，放射線発生装置の安全措置</li> <li>3 重要書類の搬出及び危険区域設定等の準備</li> <li>4 治療，検査のため入院中の患者の管理，避難誘導</li> </ul>
		薬剤班	薬剤部長	薬剤部副部長	薬剤部の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療品の確保，管理，液化酸素施設の安全措置</li> <li>2 緊急時搬出医療品リストの確認及び搬出準備</li> <li>3 引火性薬品。危険物等の二次災害予防措置</li> <li>4 医療用ガス運搬等人員確保</li> </ul>
		給食班	栄養部班	栄養部技師長	栄養部の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 患者等の給食の確保</li> <li>2 給食施設の被害状況調査・報告</li> <li>3 入院患者への非常備蓄食用意</li> </ul>
3	救急外来班	救命救急センター部長 副院長 用度課長 病院病理部長	救命救急センター副部長 総合診療科部長 班長の指名する者 病院病理部の	救命救急センターの医師 各診療科の医師，看護師等 用度課員 病院病理部の臨床検査技師 薬剤部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護所の設置</li> <li>2 入院患者，学生，職員等負傷者の救出救護</li> <li>3 救急隊との連携及び情報の提供</li> <li>4 学外からの医療救護者の受入れ</li> <li>5 トリアージタックの管理</li> </ul>	

		薬剤部長 医事課長 看護部長	医師，法医学講座の医師 薬剤部副部長 班長の指名する者 看護部副部長	医事課員 外来看護師，病院管理課職員	6 基幹病院としての応急用医療器材の貸出準備  7 遺体安置
4	情報連絡班	病院管理課長	医療安全課長 医療情報システム課長 医療情報管理課長 地域医療連携課長	病院管理課員 医療安全課員 医療情報システム課員 医療情報管理課員 地域医療連携課員	1 災害対策本部の立上げ 2 要員の確保及び情報収集並びに伝達 3 各班の連絡責任者からの報告受理と本部員への報告 4 職員の安否確認・被災及び活動状況の記録並びに報告 5 消防署及び警察署との連絡調整  6 気象情報の確認及び交通機関の連絡調整
5	院外救護班	DMA T隊員の医師	班長の指名する者	予め指定された者	行政機関からの要請による院外での自己完結型医療救護チームとしての活動

※ 各班の班長不在時には，副班長がその職務を代行する。

[平22. 8. 27 - 本表全部改正]

別表 7

消防機関への届出，連絡事項等の一覧

種別	届出の時期	届出者
防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき，又は解任したとき	管理権原者
防災管理者選任（解任）届出	防災管理者を定めたとき，又は解任したとき	管理権原者
防火管理に係る消防計画作	消防計画を作成したとき，又は変	管理権原者

成（変更）届出	更したとき	防火管理者
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき，又は変更したとき	管理権原者 防災管理者
自衛消防組織の設置の（変更）届出	自衛消防組織を設置したとき	管理権原者
自衛消防訓練の実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火・防災管理者
消防用設備等点検結果の報告	1年に1回	防火・防災管理者
防火対象物点検報告	1年に1回	管理権原者
防災管理点検報告	1年に1回	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前まで	管理権原者
防火対象物工事等計画届出	修繕，模様替え，避難通路の変更などを行う場合は，工事に着工する日の7日前まで	管理権原者
その他	法令に基づく諸手続きを行う場合	管理権原者又は防火・防災管理者

別表 8

[平22. 8. 27 - 本表全部改正]

別表 8 の 2

[平22. 8. 27 - 本表全部改正]

別表 9

別表10

学内建物等配置図

別表11

別表12

防災用具一覧

品名	数量
自衛消防隊旗	1 旗
防火服	6 着
ヘルメット	102個
防火用長靴	15足
警笛	20個
懐中電灯	20個
携帯用拡声器	2 基
トランシーバー	2 基
メガホン	10個
ロープ（30メートル）	3 巻
鳶口	5 本

屋内消火栓用管鎗	1 本
屋内消火栓用予備ホース	3 本
小型発電機	5 基
エアーテント	1 基